

# 区連会 資料 2-5

市連会 2 月 定例会 説明資料  
令和 5 年 2 月 10 日  
政策局 広報課  
議会局 秘書 広報課

## 広報紙の配布についてのお願い

横浜市では、市民生活に密接した情報や市会定例会の概要などの情報を、各世帯にお知らせする広報媒体として「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで皆様の御協力により配布を行ってまいりました。

令和 5 年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、感染症対策に御配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和5年5月、7月、11月 令和6年2月	4円

※ 謝金額は令和5年度予算議決後に確定し、お配りいただいた部数に基づき、年2回に分けてお支払いします。

※ 「ヨコハマ議会だより」は例年8月に第2回定例会号を発行していますが、令和5年度は7月に発行します。

### 2 送付時期と送付方法

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和6年1月号は、令和5年12月29日までにお届けします。

### 3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※ 報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

- (2) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポストイングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

- (3) 令和5年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。

自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、引き続き、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

### 4 問合せ先

- (1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

政策局広報課 広報紙担当 TEL 671-2332 FAX 661-2351

- (2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局秘書広報課 TEL 671-3040 FAX 681-7388

自治会・町内会長 様

横浜市旭区長 権藤 由紀子  
横浜市政策局長 鈴木 和宏  
横浜市議会局長 屋代 英明

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで皆様の御協力により配布を行ってまいりました。

令和 5 年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、感染症対策に御配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 5 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9 円
「県のたより」	毎月	8 円
「ヨコハマ議会だより」	令和 5 年 5 月、7 月、11 月 令和 6 年 2 月	4 円

※「ヨコハマ議会だより」は例年 8 月に第 2 回定例会号を発行していますが、令和 5 年度は 7 月に発行します。

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますようお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 6 年 1 月号は、令和 5 年 12 月 29 日までにお届けします。）

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に 2 回（令和 5 年 10 月と令和 6 年 3 月）お支払いします。

裏面あり

## 2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

旭区区政推進課広報相談係 Tel954-6023 FAX955-2856

**※年度途中での変更については、毎月 10 日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

**※メールや電子申請でも  
変更できます。  
ぜひご利用ください。**



▲メールでの変更



▲電子申請での変更

## 3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (4) 令和5年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：旭区区政推進課広報相談係

Tel954-6023 FAX955-2856

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

広報配布担当者 様

横浜市旭区長 権藤 由紀子  
横浜市政策局長 鈴木 和宏  
横浜市議会局長 屋代 英明

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで皆様の御協力により配布を行ってまいりました。

令和 5 年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、感染症対策に御配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 5 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 5 年 5 月、7 月、11 月 令和 6 年 2 月	4円

※「ヨコハマ議会だより」は例年 8 月に第 2 回定例会号を発行していますが、令和 5 年度は 7 月に発行します。

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じてあらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 6 年 1 月号は、令和 5 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和5年10月と令和6年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

旭区区政推進課広報相談係 Tel954-6023 FAX955-2856

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

**※メールや電子申請でも  
変更できます。  
ぜひご利用ください。**



▲メールでの変更



▲電子申請での変更

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 令和5年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：旭区区政推進課広報相談係

Tel954-6023 FAX955-2856

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388